

平成29年度 地域ケアプラザ事業計画書

施設名

横浜市たまプラーザ地域ケアプラザ

事業計画

以下、地域ケアプラザ事業実施評価との共通部分

1 全事業共通

(1) 地域の現状と課題について

【地域の現状】

- ・自治会活動や福祉保健活動が活発な地域であり、美しが丘地域の住民は健康で長寿そして支え合いを大切にする地域づくりに参加したいという意識が高いと思われます。山内エリアは古くから地域に住んでいる方が多く、横の繋がりが出来ていて、お囃子や神社など古くからある文化を伝承しながら生活する地縁の濃い地域であり、古くから住む住民が主体となって地域活動を積極的に行っています。
- ・高齢者虐待、緊急対応、精神疾患、DV 関係、多問題家族など多様なケースが多く発生しており、多くの関係機関との連携を求められ、支援者としても高いスキルが求められます。
- ・介護予防の意識が高い地域であり、より多くの事業を企画して地域住民が主体となり、活動できるような団体作りや、その為の支援が望まれている。
- ・健康維持や、介護予防などに関する意識が高く、健康体操やウォーキングへのニーズが高くなっています。

【地域課題】

- ・困難ケースや長期的な支援が必要なケースが多く、区役所や地域協力員（民生等）との連携や協力から地域の掘り起こしを行い、多様なケースに対応できるよう関係機関や医療機関とのネットワーク構築や連携の強化が求められている。
- ・地域団体は多く存在しているが個々の活動が中心で、団体同士の関わりが少ない事から、ケアプラザが団体同士の繋ぎとなれる活動支援が必要だと思われます。
- ・経済的に恵まれた方の多い地域であるが、家庭内崩壊、ニート、引きこもり問題など外には見えにくい閉ざされた個別課題が多い地域であります。
- ・高齢化率の高い 美しが丘1丁目、美しが丘3丁目に対して実態把握や介護予防など積極的にアプローチを行い、またエリアの民生委員や自治会など地域協力員との関係性も強める必要性を感じています。
- ・オレオレ詐欺や消費者被害が拡大している事から、防犯活動を自治会や警察と協力しながら、これ以上被害者を増やさない為の防止対策を、地域ぐるみで推進する必要があります。

(2)相談（高齢者・子ども・障害者分野等の情報提供）

- ・ケアプラザの立地からエリア外住民の相談や、他区や他市県の相談者が来所される事が多く、エリアにこだわらずに相談や支援を行って、必用に応じて担当エリアの地域包括支援センターなどに情報提供を行います。
- ・ケアプラザに寄せられる相談に関しては全ての相談を受け、ワンストップ窓口として地域の方に安心してもらえるように心掛け、分野外の相談に関しても専門機関等に問合せをして継続支援して行けるように適正に引き継いでいきます。
- ・障がい児者、子ども分野については、区役所や地域活動団体と連携をとりながらお互いの活動を広報紙等でPRをし、またケアプラザと事業共催する事で地域活動団体の活動内容を理解してもらえる取組をします。
- ・情報提供としてチラシをケアプラザ内に、高齢者・子育て関係・地域活動団体・地域情報等と分かりやすく配置し、来場者には積極的に話しかけて事業案内や相談等や支援が必要なケースは直ぐに地域包括支援センターに繋がります。

(3)各事業の連携

- ・地域包括支援センター、地域活動交流、生活支援コーディネーターは福祉保健活動の地域支援や自主企画事業などで、5職種連携が出来るよう定期的に会議やミーティングを行い情報交換や、ケース検討などを進めていきます。
- ・ケアプラザで開催する事業等は主に地域交流が中心であるが、必要に応じて全ての部門の職員が協力して運営にあたります。
- ・会議に参加できない職員は議事録を回覧し、その回覧をチェック表にて管理することで情報が洩れなく、共有できるようにします。
- ・包括カンファレンスを含め個別事案・地域課題等についての情報共有を図ることで、個別事案についての総合的な支援及び、地域福祉保健計画に基づいた地域活動を展開します。
- ・毎日の朝礼や、月一度の職員会議でケアプラザの職員間連携を密にしていきます。

(4)職員体制・育成、公正・中立性の確保

- ・職員が長く働き、離職者を出さないような環境を整える為に、法人として階層別人材像を明確にしたキャリアアップ体制を構築しており、それを基に目標管理における面談や評価をして、多くの職員が専門性を高めながら長く勤められる職場体制を目指します。
- ・職員の中から研修委員を2名選出。1年間に行なうべき必須研修計画を立て、それを実施します。
- ・研修内容は、接遇、倫理、コンプライアンス、専門職としてのスキルアップ等実施し、資格更新やキャリアパスにつながる研修については勤務扱いとし、研修費用や交通費を負担して参加者の負担軽減を図っています。
- ・OJTの職員研修はケアプラザ内部と法人全体で行っており、職員育成に向けた取り組みを継続して実施します
- ・地域包括支援センターにおいては、相談業務などでは利用者のニーズを深く理解する事に努め、その上でサービス利用の情報提供が必要な時は、必ず選択出来る提案を行って中立性を確保していきます。

(5) 地域福祉保健のネットワーク構築

- ・地域の協力員である自治会や民生委員等の定例会に参加して関係を維持し、地域ケア会議の開催、高齢者や障がい者の支援等を積極的に行い、地域住民の自立した生活を地域の方と共に支えられるように幅広いネットワークを構築します。
- ・地域のニーズを探るため自治会や老人会等にも毎月参加し、顔見知りの関係を構築して意見の出やすい関係を作りを進めます。
- ・青葉区医師会で取り組んでいる青葉区医療・介護連携や、災害時地域医療検討会、次世代郊外まちづくり等とも連携し、地域包括ケアシステムの推進を目指します。
- ・二つの地域で行う防犯パトロール・商店会活動・地域内のまつり・防災訓練・学校や地域で行う運動会など地域行事に参加し、情報共有から幅広いネットワークを維持します。

(6) 区行政との協働

- ・平成29年度は青葉区で行う「寄り添い型学習支援事業」（毎週木曜日）に協力をし、山内地区の「地域育児教室」も毎月開催し、協力して行きます。
- ・公民連携事業である『どにち☆ひろば』に関しても、ホームページ等を活用したPRや、協力企業と連携した事業を開催して事業PRを積極的に行い、連絡会にも参加して地域ニーズなどを伝えて事業継続の支援を行います。
- ・たまプラザ次世代郊外街づくり活動を支援し、青葉区役所、横浜市建築局、経済局等と連携して行きます。

2 地域活動交流事業

(1) 自主企画事業

○高齢者関係

- ・健康意識の高い地域である事から運動系事業を毎月継続して開催し参加者に運動習慣の習得、運動のきっかけ作り、運動の継続等を説明し、健康寿命を延ばす為に介護予防に向けた取り組みをします。
- ・高齢者の生きがい作りとして事業も開催し、希望者にはケアプラザの福祉保健活動団体の活動を紹介して繋げます。
- ・事業後のアンケートから「歌の会」の希望が多く、今年度も年間4つの事業を定期的で開催して利用者のニーズに応じて、多くの方にケアプラザに足を運んでもらいます。
- ・オレンジプランに基づき認知症サポーター養成講座の開催や、認知症の正しい理解、認知症の方や介護者が集える場所作りとして「認知症カフェ」を継続して地域への拡がりを支援します。
- ・高齢男性に向けた料理教室等も企画して、地域参加の少ない男性にもアプローチを掛け、ボランティア活動に繋がる支援をします。
- ・「たまコネ食堂」は高齢者の孤食防止や、高校生との多世代交流を行っている地域ボランティアの活動であり、地域課題解決に向けて支援します。

○子育て関係

- ・区役所の子ども家庭支援課、健康づくり課、ラフル、地域の子育て拠点等と定期訪問や事業などから相互連携を図り、利用者支援に結びつくよう努めます。
- ・子育て中の母親の健康づくりなどにも注目し親子で楽しめるリトミックを定期的に関

催し、仲間作りや身体を使いリフレッシュできる企画を実施します。

- ・子育てボランティア養成講座を開催し、子育て中の母親が事業に参加できる環境作りを支援します。
- ・父親育児支援講座の開催し、父親の仲間作りや育児世代の男性の来館を促します。
- ・火・木曜日に開催している「おやおあそびば」に関しても、子育て中の方が安心出来る場所として継続して、ボランティアの活用等も積極的に行います。
- ・夏休みなどに小学生向けの工作教室、親子で楽しめるランチカフェや歌の会等で多世代交流が出来る企画も行います。
- ・地域ボランティアが中心に活動する「こども食堂」にも協力し、子どもの貧困問題や家族支援などにも積極的に関わって、子供の居場所づくりを目指します。

○障がい児・者関係

- ・障がい児を対象にした「おもちゃのひろば@たまプラーザ地域ケアプラザ」を、あおばおもちゃのひろばと共催して、障がい児の親の居場所や輪づくりを毎月実施して、障がい者や介護者が安心安全に生活でき事業を推進します。
- ・発達障害児の親子への理解と支援者とのより良いコミュニケーションを図る支援も継続します。
- ・ダウン症児とその家族等の居場所づくりとしても事業を毎月開催し、障がい者の理解を広める為に事業も継続し、支援団体とも連携して活動します。
- ・障がい者への偏見を無くして暮らしやすい地域を目指す為に、地域の障がい者支援団体やボランティアが継続活動を出来るよう支援し、共催事業などで協力をしていきます。

○その他

- ・認知症や引きこもりで地域に出る機会の少ない方が集える場所作りとし、認知症カフェや、麻雀の会を毎月開催し、ボランティアが中心となる住民主体のインフォーマルサービスに結び付けるよう支援します。
- ・多世代が交流出来る事業（地域の方が学習できる会、減災に向けた取り組み、等）を幅広く住民に向けて企画し、多くの地域住民が参加してもらう事でケアプラザを知ってもらい、福祉保健に関心を持ってもらう機会を多く提供して行きます。

(2)福祉保健活動団体等が活動する場の提供

- ・福祉保健活動団体（団体Ⅰ）が活動しやすいように、各団体の利用頻度や傾向を把握して調整を行い、定期利用が望ましい団体については年間で会場利用が出来るように予定を組んで支障がないよう調整します。
- ・登録団体数が多い事から活動団体が希望する部屋の予約が重なり、抽選で外れた団体をフォローするために、希望する日時に活動が出来るよう、第三希望まで部屋を選択してもらい、抽選で外れた場合も可能な限り活動が出来る配慮を行い、利用者本位の視点で対応して行きます。
- ・利用団体の代表者会議を開催し、適正な施設利用の案内や団体からの要望等を把握し、活動団体が公平に利用出来るような取組を行います。
- ・自主企画(自主事業)から、自主化した福祉保健活動団体が日頃の活動に困らないよう団体の区分けを福祉保健活動団体（団体Ⅰ）に位置づけており、活動がスムーズに出来るように支援をします。

(3) ボランティアの育成及びコーディネート

- ・地域でボランティア活動を希望する住民が多い地域でもある事から、多くのボランティアを発掘して、活動に結びつけて行きます。
- ・地域のボランティアを育成する為にボランティア活動団体の立ち上げを行い、地域のボランティアを活性させる為に、ボランティアの案内や、ボランティアを希望する方と、ボランティアをしたい方を、マッチングさせるボードを作成して繋がってもらうような仕掛けを進めて行きます。
- ・ボランティア登録をされた方や、地域のキャラバンメイトが活動して頂けるように自主事業等へ参加協力を依頼して、また地域の学校や自治会とも連携をしてボランティアニーズを広い集め、地域でもボランティアが活動出来る場の提供を行います。
- ・認知症や引きこもりの居場所づくりとし「プラぶらっとカフェ」や「プラぶらじゃんじゃん」を毎月開催し、ボランティアが中心に運営できる支援を続けます。
- ・「よこはまいキイキポイント」のボランティア登録者が活動出来るように指定を受けており、シニアボランティアポイントの紹介をしながら、登録者が活動出来るように場の提供や、活動の呼び掛けやコーディネートを継続します。
- ・福祉保健協力団体（団体Ⅱ）の登録が多い事から、年二回以上のボランティア活動のルールを厳守してもらうように交流会（ボランティア活動説明会）を年三回開催して、福祉保健協力団体（団体Ⅱ）がスムーズにボランティア活動に繋がるよう調整やコーディネートを継続し、ボランティア活動の場や、参加できるように毎週火曜日を「ボランティア相談会」とし、ボランティアをコーディネートする活動を続けます。

(4) 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供

- ・奇数月に発行している広報紙「プラぶら通信」は継続し、その他「各種事業チラシ」等の他、館内で「ボランティア活動の案内」や、福祉保健協力団体（団体Ⅱ）のメンバー募集案内、等による情報発信を行います。
- ・ホームページやブログなどを活用して、積極的に活動する福祉保健団体の記事を掲載して地域住民に向けた情報発信を行い、ケアプラザの事業案内や活動報告などにも活用します。
- ・住民から福祉保健活動に関する問い合わせや、サークル活動への参加希望などがあった場合には、会の内容や活動日時などの情報提供を行って見学等に繋げ、希望者が活動を継続できるような支援を継続する。
- ・これまでに関係構築をしてきた地域の関係団体（連合自治会・単位自治会・地区社協・老人会・民生児童委員・保健活動推進員・地区民児協・圏域内の4小学校2中学校・地区保健活動推進員会・家防災・防犯パトロール・圏域内の4小学校のはまっこ・当ケアプラザの登録団体等）の活動に関わり、多岐にわたる視点からの情報収集及び情報提供を継続します。
- ・地域包括ケアシステムの取り組みを意識し、地域の諸団体と連携から情報収集及び発信を継続します。

3 生活支援体制整備事業

(1) 事業実施体制

- ・地域アセスメントに基づき必要な事業を展開していきます。
- ・地理や交通の困難さがあり既存のサロンなどに出かけられない人に向け、自宅近くで集える場所を作っていきます。
- ・自治会、民生委員、地区社協などから情報を集め適切な事業行います。

(2) 地域アセスメント（ニーズ・資源の把握・分析）

- ・地域の様々な集まりに顔をだし地域の方々のニーズを直に伺う機会を多く持っていきます。
- ・地域ケアプラザの講座や事業でもアンケート結果を共有しニーズの把握をします。
- ・アセスメント結果の可視化を進め事業を進めていく根拠とし、地域の方々の説明にも活用していきます。
- ・担当地域の住民活動・NPO・企業などに積極的に出かけて行き資源の把握と掘り起こしを行っていきます。

(3) 連携・協議の場

- ・地域包括支援センターの事業、地域活動交流コーディネーターによる自主事業に協力します。アセスメント・企画の段階から話し合いに加わり様々な視点からよりよい事業の開催をめざします。
- ・総合相談の内容や個別相談から抽出した課題を地域の課題としてとらえ共に解決していきます。既存の話し合いの場も積極的に活用していきます。

(4) より広域の地域課題の解決に向けた取組

- ・昨年度作成したサービスリストをさらに充実させていきます。担当エリアの情報だけでなく住民の方々の活動区域を考慮し広域のケアプラザと地域資源を共有していきます。
- ・近隣のケアプラザと協力しマップの制作をしていきます。

4 地域包括支援センター運営事業

(1) 総合相談支援業務

ア 地域におけるネットワークの構築

- ・地域ニーズや課題を的確に把握することができ、地域の人々や様々な機関とつながりながら、地域課題に取り組めるよう支援します。
- ・顔の見える関係作りとして、民生委員児童委員協議会、保健活動推進員、各自治会、老人会、ボランティア団体と継続して交流機会を進めていきます。
- ・地域の課題提起を的確に把握し、課題の対応や対策をタイムリーに実践できるよう地域ケア会議を有効に開催します。

イ 実態把握

- ・地域情報を収集しやすくするために、地域包括支援センターの役割について顔写真つきのPRチラシを用いながら包括支援センターの周知を継続します。
- ・美しが丘、山内民児協との意見交換会、また地域住民からの話を通じて、担当地域のケースや、地域の要望を把握します。
- ・総合相談票の分析により、地域特性や課題の傾向を把握して、それを分析して地域特性を割出支援して行きます。

ウ 総合相談支援

- ・ケアプラザの立地からエリア外住民の相談や、他区や他市県の相談者が来所される事も多いが、エリアにこだわらず、まずは相談を受けて必要な機関に繋がります。
- ・ケアプラザに寄せられる相談に関しては全ての相談を受け、ワンストップ窓口として地域の方に安心してもらえるように心掛け、分野外の相談に関しても専門機関等に問合せをして継続支援して行けるように適正に引き継いで行きます。
- ・障がい者、こども分野については、区役所や地域活動団体（ほっと青葉・ラフルール・NPO等）と連携をとりながらお互いの活動を広報紙等でPRをし、またケアプラザと事業共催する事で地域活動団体の活動内容を理解してもらえる取組をします。
(おもちゃの広場、発達凸凹、ほっとおしゃべり会、すこやか親子セミナー、出張ラフルール、ほっとサロンなど)
- ・館内の情報提供としてチラシのラックを各分野別に配架して、高齢者・子育て関係・地域活動団体・地域情報等と分かりやすく配置し、来場者には積極的に話しかけて事業案内や、来場されたニーズ等を聞き出して、相談等に繋がります。

(2) 権利擁護 業務

ア 成年後見制度の活用促進・消費者被害の防止

- ・定期的に顔を出している老人会や元気作りステーションを通じて振り込め詐欺防止の説明や、後見人制度などについても説明をしながら被害防止の啓発活動を継続します。
- ・地域向けに専門職から福祉講座を行う中で介護保険制度、エンディングノートの活用についての講話を実施する予定で、それぞれの分野の専門職とのつながりを継続します。

イ 高齢者虐待への対応

- ・グレーケースから支援をしていけるように包括カンファでチェックシートの活用や老人会での啓発活動、介護者の集いを行いながら、支援者側が早期に気が付き介入できる体制を作ります。

ウ 認知症

- ・認知症の人とその家族、認知症予防や地域が認知症を理解できる場として認知症カフェを継続します。
- ・認知症を介護する人の支援として認知症カフェの家族の茶話室を併設し、相談できる場を広く活用できるよう、継続します。
- ・地域や若い世代に向けた、認知症サポーター養成講座を実施し、キャラバンメイトが活躍できる場を設けます。
- ・認知症専門医との連携を深めて、受診相談や緊急対応を要するときの速やかな対応ができるようにします。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

ア 地域住民、関係機関等との連携推進支援

- ・何かしらの困難をお持ちの方でも安心してたまプラザ近辺での住み慣れた生活を継続していただく為に、地域住民や老人会等各関係者と協力しながら皆で見守り支える体制作りが出来る様継続して取り組んでいます。
- ・包括事業や地域ケア会議などを通じて地域に暮らす方隊との相互理解を深める事で緊密な連携が出来る様に支援します。
- ・地域の民生児童委員や老人会など各種団体の定例会に参加し包括支援センターの役割を多くの地域住民の方に理解して頂ける様周知活動の継続を行います。

イ 医療・介護の連携推進支援

- ・年間に複数回行われる包括カンファレンスを通じて医療と介護のスムーズな連携が図れるように青葉区在宅医療連携拠点や訪問看護ステーションの協力を得ながら意見交換し、より地域に根差した支援の提供や相互の連携を目指します。
- ・地域ケア会議や各連絡会等の活用で医師や看護師、薬剤師との協力体制が築けるように関係作りを継続します。
- ・包括エリア内の医療機関や薬局などに定期的にケアプラザの広報誌や包括支援センターの案内等を隔月配布しており、包括支援センターや地域ケアプラザの役割などの周知をこれからも続けます。

ウ ケアマネジャー支援

- ・総合事業の本格運用等が始まり利用者によっては多くの選択肢が出来たこともあり、ケアマネジャーからの支援の提案や方向性なども増えてきています。これらの状況に対応するためにも地域のケアマネジャーの知識や資質の向上などが必要な為、都度居宅支援事業所への訪問や連絡を密にし、疑問点や問題解決のための協力などを随時行います。
- ・質問が多い項目や新たに追加になった解釈、行政からのお知らせなどは包括発信のメーリングリストや包括カンファレンスを通じてなるべく迅速情報提供できるように支援します。

(4) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築・地域ケア会議

ア 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築・地域ケア会議

地域ケア会議や包括カンファレンスの開催を通じて地域支援ネットワークの構築や包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の課題を整理していく。地域の課題解決を図る手段としての地域ケア会議の実施を行っていき地域の持つ相互自助の活用構築や包括や支援事業者との綿密な連携等が図れるように多職種の協働を促進していく。

包括カンファレンスの実施は引き続き青葉区役所地区担当と包括、ケアプラザの5職種での連携で情報を共有し連携協働を行っていく。

(5) 介護予防ケアマネジメント (指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業)

ア 介護予防ケアマネジメント (指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業)

- ・地域の老人会や自治会などで出張講話を行い介護予防普及啓発を図ります。適切な予防ケアマネジメントを実施し、要支援等の状態にならないよう自発的、継続的に介護予防に取り組めるよう支援します。
- ・年間を通し、認知症予防、ロコモ予防、口腔栄養等の介護予防事業を展開し、地域住民の介護予防に対する意識向上を図ります。
- ・現在行われている元気作りステーションの運営を支援すると共に参加者の増加や活性化についても適切な支援や助言等を行います。
- ・昨年度から始めた新石川地区の宮元自治会館での介護予防出張講座を今年度も座学と体操を組み合わせ毎月開催します。

(6) 一般介護予防事業

ア 一般介護予防事業

5 その他

- ・毎月1回実施している認知症カフェ「プラぶらっとカフェ」では地域のボランティアやキャラバンメイトが参加者と交わり活発な活動を行っています。また参加者同士の交流も盛んで毎月お互いに会えるのを楽しみにしているなど生き甲斐作り、交流の場として地域に根差したものとして確立している為今年度も継続します。
- ・障害や認知症による引きもりの方のつどい場として、平成27年度3月より「プラぶらじゃん雀」を月に1回開催したが、対象者やボランティアの協力により活発な活動となり、月2回開催とし継続させます。
- ・増え続ける癌患者や、その家族支援として、地域のボランティアに協力して「がん哲学外来カフェ」を毎月開催し、イベント等も行う予定で、継続して支援します。
- ・地域住民と学校(小学校関係者)が行うこども食堂・地域住民と高校性を中心で行う高齢者の孤食予防夕食会への協力支援を継続しています。

以下、地域ケアプラザ事業実施評価との相違部分

1 施設の適正な管理について

(1) 施設の維持管理について

- ・施設や備品の破損が発見されたら、速やかに修繕を行って来館者が気持ちよく施設を利用してもらえるように努めます。
- ・毎日、当番制で施設内の自主検査や点検など安全確認チェックを行い、設備の保全管理や防犯に努めています。
- ・貸出備品に関しては毎回、数や破損などの確認をして、適正な備品管理を行います。
- ・全ての職員は五つの委員会活動（安全管理・研修学習・エコ・広報・親睦会）の何れか担っており、各委員会活動を通して職場や施設の維持管理に努め、各部の活動報告は毎月の職員会議で報告をしています。
- ・環境管理として毎週の水質点検や、月に一度の空間汚染点検を行って行きます。
- ・館内で汚れが見つかった場合は、職員が積極的に清掃や消毒作業が出来るようにします。

(2) 効率的な運営への取組について

- ・まずはケアプラザの存在を認知してもらう事が大切で、そのため地域の連絡会や定例会に出向く機会を多く持って、施設や事業のPRを行い、また地域の回覧や掲示板などを活用して広報活動をして行きます。
- ・毎日の朝礼で各自一日の流れを全員で確認し、また毎月、職員会議や各部署のミーティングを行い、事業報告や情報の共有などを効果的に実施します。
- ・イベントや教室を開催した時には終了後にアンケートを取っており、事業の評価やニーズの把握を行って次の事業に繋げます。
- ・ボランティアを活用し、ケアプラザや地域の事業参加や企画などにも係ってもらい、ケアプラザの協力員として共に地域の福祉保健活動の担い手として活動します。

(3) 苦情受付体制について

- ・苦情については責任者が速やかに所長に報告して対応をするとともに、再発防止についての取組や対策を職場内で検討します。
- ・全ての苦情については法人内の第三者委員会に掛けて第三者委員の意見を反映させ再発防止や、透明性のある施設運営を行います。
- ・施設内に「ご意見箱」を設置して、来場者からの苦情や、運営に関する意見等を集めやすいようにし、集まった意見に対しては職員間で改善策を検討します。

(4)緊急時（防犯・防災・その他）の体制及び対応について

- ・ケアプラザ自衛消防隊を結成し定期的な消防訓練に参加し、事務所内に役割が一目で分かるよう組織図や、緊急時建物管理事務所の連絡先を張り付ける等、組織的な対応を図ります。また、大規模災害が夜間や休日に発生した場合を想定して、連絡網を作成し職員に配っており、また緊急時用としても備え付けて有事に備えます。
- ・来館者が多いケアプラザなので不審者の侵入を防ぐ為に、来館者には積極的な声掛けし事故を予防します。
- ・奇数月に行っている地域の防犯パトロールに職員が参加し、防犯の抑制と地域住民や警察との連携を図ります。
- ・火の元や戸締りなど自主検査や点検を目的に安全確認チェックを毎日行い、設備保全管理や防犯に努めます。

(5)事故防止への取組について

- ・職員の中から安全管理委員会を3名選出しており、緊急や事故発生時の対策、事故防止に向けた研修、マニュアルの評価修正、実践を想定した演習なども実施します。
- ・事故を四つに分類（貸館事故、自主事業中の事故、居宅介護支援事業や地域包括支援センター訪問時の事故、感染症発生時の事故）したフローチャートを作成して、誰もが目につく場所に吊して有事に備えます。
- ・ヒヤリハットの振り返り、安全対策につながる業務改善等継続します。
- ・毎日、当番制で施設内点検を実施し、点検の見落としが無いようにチェック項目をシートにして管理をしていく。
- ・子供が多く利用するプラザルームの安全性を高め、事故を予防する為にハード面やソフト面での見直しを行う為に、担当職員と毎月会議で聞き取りを実施します。

(6)個人情報保護の体制及び取組について

- ・個人情報が入力されている個人のノートパソコンを盗難から防止する為や、個人でパソコンを持ち出せないようにワイヤーで固定します。
- ・個人情報をSDカードやメモリースティックなど記録媒体に落とし込み、外に持ち出す事を禁止しています。
- ・個人情報ファイルの棚は毎日施錠し、適正な場所に管理します。
- ・ファックスなどを送る場合は二重チェックとし、他の職員にも声を掛けて確認作業を継続して、ご配信を防止します。
- ・個人情報研修をOJTで行い、個人情報チェックシートなどを利用して業務の見直しをします。

(7)情報公開への取組について

- ・ホームページを作成し、そこでケアプラザの活動予定や事業報告など情報公開を効率よく行います。
- ・ケアプラザ利用者アンケート集計結果を広報紙にて一部公表する他、館内で開示して運営の透明性のある施設運営を行います。
- ・法人の運営状況等の資料はホームページで閲覧可能にするほか、管内掲示し、情報の公開に努めます。

(8) 人権啓発への取組について

- ・ O J Tにて人権研修を実施して、職員の意識改善や見直しを行います。
- ・ 人権擁護員の方を招き法人に所属する職員を対象とした人権研修を年1回実施します。

(9) 環境等への配慮及び取組について

- ・ ゴミ排出量削減（G30）推進の為、館内にゴミ箱は設置しないでゴミの持ち帰りの協力を呼びかけ、市民へのゴミ削減意識の向上に努めます。
- ・ 事業系ゴミは適正なゴミ回収を行ってマニフェストを管理し、事業で発生したダンボール、シュレッター紙屑はリサイクルとして活用する為に分別処理します。
- ・ 施設利用者にはエネルギー削減対策とし館内に節電や節水の貼り紙から啓発を行い、職員間ではエコ委員会を設置し、毎月の光熱費報告や節電などを呼び掛けエコ活動の意識向上を行います。
- ・ 「空調機フロン排出抑制法」に基づいたフロン漏えい防止に向けても、点検委託事業者に加えて追加点検を契約事項に加えています。

2 介護保険事業

(1) 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業

《職員体制》

包括支援センター	主任ケアマネジャー	1名	
	社会福祉士	1名	
	看護師	1名	※配置予定
	予防支援プランナー	1名	

《目標》

利用者が自立した日常生活を送る事ができるように介護予防サービスのみならず、インフォーマルサービスが適切に利用できるように支援します。

日常生活支援総合事業への移行を踏まえて、介護保険非該当者や日常生活支援総合事業対象者に対し個々の状況に応じてケアプラザ事業や地域活動の参加を促し自立支援に取り組みます。

※地域包括支援センター運営事業（5）介護予防ケアマネジメント（指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業）と同内容可。

《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

-
-
-

《その他（特徴的な取組、PR等）》

《利用者目標》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
170	172	174	176	178	180
10月	11月	12月	1月	2月	3月
182	184	186	188	190	191

(2) 居宅介護支援事業

《職員体制》

- ・常勤専従・・・ 2名
- ・常勤兼任・・・ 1名

《目標》

- ・自立支援の視点に立ったケアマネジメントを行い、ご利用者の望む生活の実現を目指します。
- ・ケアマネジャーとして、資質の維持・向上に努めます。
- ・ケアマネジャーとしての視点から地域ニーズを抽出し、介護予防・自立支援に向けた事業の企画にも積極的に取り組み、多様で柔軟な生活支援のある地域作りを意識します。

《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

- なし
-
-

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- ・関係行政機関、地域の保険・医療・福祉サービスと連携を図り、インフォーマルサービスも積極的に取り入れた総合的なサービス調整に努めます。

《利用者目標》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
80	80	80	80	80	80
10月	11月	12月	1月	2月	3月
80	80	80	80	80	80

(3) 通所介護・認知症対応型通所介護

《提供するサービス内容》

-
-
-

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

● 1割負担分

（要介護1） 円

（要介護2） 円

（要介護3） 円

（要介護4） 円

（要介護5） 円

● 食費負担 円

-
-

※ その他、実費相当を徴収するものについては、各施設で項目を増やして記載をしてください。

《事業実施日数》 週 日

《提供時間》 : ~ : (半角で入力 例 9:00~15:00)

《職員体制》

《目標》

《その他（特徴的な取組、PR等）》

《利用者目標（延べ人数）》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
10月	11月	12月	1月	2月	3月

(4) 介護予防通所介護・第1号通所事業・介護予防認知症対応型通所介護

《提供するサービス内容》

-
-
-

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

- 1割負担分
（事業対象者） 円
- （要支援1） 円
- （要支援2） 円
- 食費負担 円

-
-

※ その他、実費相当を徴収するものについては、各施設で項目を増やして記載をしてください。

《事業実施日数》 週 日

《提供時間》 : ~ : （半角で入力 例 9:00~15:00）

《職員体制》

《目標》

《その他（特徴的な取組、PR等）》

《利用者目標（契約者数）》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
10月	11月	12月	1月	2月	3月